

## 環境行政の体制

### 1. 環境行政組織

#### — 環境政策部 —

##### ■ 総務課

- 庶務係
  - (1) 局、部、課の庶務
  - (2) 広報
  - (3) 局の予算及び決算
  - (4) 局内事務の連絡調整
  - (5) 環境保全基金
  - (6) 局内他課の所管に属しないこと
- 職員係
  - (1) 労務
  - (2) 安全及び衛生管理
  - (3) 公傷
  - (4) 局事業に係る事故の処理
  - (5) 福利厚生
- 環境首都政策係
  - (1) 環境政策
  - (2) 北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）
  - (3) 北九州市環境基本計画
  - (4) 北九州市環境審議会
  - (5) 市役所のエコオフィス推進

##### ■ 環境学習課

- 環境学習係
  - (1) 課の庶務
  - (2) 環境教育
  - (3) 環境学習施設間の連携
- 環境広報啓発係
  - (1) エコライフ事業の推進
  - (2) 市民活動の調整
  - (3) 環境モデル都市に係る市民への周知

#### — 環境未来都市推進室 —

- 事業調整係
  - (1) 室の庶務
  - (2) 総合的な新エネルギー及び省エネルギー政策
  - (3) 市民の環境行動を促す仕組みの構築
  - (4) 環境モデル都市に関する連絡調整及び総括
  - (5) 環境モデル都市地域推進会議
  - (6) 環境モデル都市庁内推進本部・プロジェクトチーム
- 環境産業政策係
  - (1) 環境産業の育成及び振興

- (2) 環境産業に関する調査及び企画
- (3) 企業の環境経営の促進
- 調整係
  - (1) 都市基盤の低炭素化に係る総合調整
  - (2) 自動車環境対策の総括
- 自然共生係
  - (1) 自然環境の保全

#### — 環境国際戦略室 —

##### ■ 環境国際戦略課

- 企画調整係
  - (1) 室・課の庶務
  - (2) 国際環境協力の計画及び推進
  - (3) 国際機関との連携
  - (4) 海外研修員の受入れ及び技術専門家の派遣に係る調整
- 事業運営係
  - (1) アジア低炭素化センターの管理及び運営
- 技術移転・交流係
  - (1) 環境国際ビジネス促進事業
- 事業化支援係
  - (1) 環境国際ビジネス事業化に対する支援

#### — 環境監視部 —

##### ■ 環境保全課

- 企画調整係
  - (1) 部、課の庶務
  - (2) 環境影響評価法（平成11年法律第81号）及び北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）
  - (3) 公害防止協定及び環境保全協定の締結
  - (4) 北九州地域公害防止計画
- 大気騒音係
  - (1) 公害監視センターの管理
  - (2) 大気環境の監視
  - (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
  - (4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に係る届出の受理
  - (5) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に係る届出の受理

- (6) 北九州市公害防止条例（昭和45年北九州市条例第19号）に係る届出（大気、騒音及び振動に関するものに限る）
  - (7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査
  - (8) 騒音及び振動に係る環境の監視
- 水質土壌係
    - (1) 公共用水域及び地下水等の水質環境の監視
    - (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に係る届出の受理及び審査
    - (3) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に係る許可
    - (4) 北九州市公害防止条例に係る届出（水質に関するものに限る）の受理及び審査

##### ■ 産業廃棄物対策室

- (1) 室の庶務
- (2) 産業廃棄物処理業の許可
- (3) 産業廃棄物処理施設に係る許可
- (4) 行政処分（許可に係るものに限る）
- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- (6) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る届出等の受理

##### ■ 監視指導課

- 監視指導第一係
- 監視指導第二係
  - (1) 課の庶務
  - (2) 公害発生源の監視指導（立入り検査、報告徴収）
  - (3) 行政処分（許可に係るものを除く）
  - (4) 公害に関する苦情、要望の処理
  - (5) 不法投棄防止対策

#### — 循環社会推進部 —

##### ■ 循環社会推進課

- 計画係
  - (1) 部、課の庶務
  - (2) 一般廃棄物処理の基本計画、実施計画
  - (3) 廃棄物の処理施設及び最終処分場の建設計画

- (4) 産業廃棄物処理の計画
- 資源化推進係
  - (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
  - (2) リサイクル活動の普及及び啓発
  - (3) 事業系一般廃棄物の資源化計画及び減量化計画

##### ■ 業務課

- 業務第一係
  - (1) 課の庶務
  - (2) し尿の処理の業務計画及び実施指導
  - (3) し尿処理業の許可並びに業者の指導及び監督
  - (4) 指定袋及び粗大ごみ納付券
  - (5) 一般廃棄物処理手数料の調定及び収納の総括
  - (6) 公衆便所の維持管理
  - (7) 北九州市環境整備協会
  - (8) 浄化槽の設置等の届出書の受理及び調整並びに浄化槽の設置補助事業
  - (9) 浄化槽清掃業の許可並びに業者の指導及び監督
  - (10) 浄化槽保守点検業者の登録並びに業者の指導及び監督
  - (11) 一般廃棄物処理業の許可並びに業者の指導及び監督
- 業務第二係
  - (1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ）の処理の業務計画及び実施指導
  - (2) 一般廃棄物の処理等の委託並びに委託業者の指導及び監督
  - (3) 一般廃棄物の処理業務の改善
- まち美化推進係
  - (1) 道路及び河川の清掃
  - (2) 生活環境の清潔保持
  - (3) 衛生総連合会
- 施設課
  - 施設第一係
    - (1) 課の庶務
    - (2) 環境事務所その他の施設（他係の所管に属するものを除く）の建設及び管理の総括

- (3) 公衆便所の建設（局の所管に係るものに限る）
- (4) 廃棄物最終処分場の建設及び管理の総括
- (5) 廃棄物の調査（局の所管に係るものに限る）
- 施設第二係
  - (1) 一般廃棄物の中間処理に係る施設の建設及び管理の総括
  - (2) 一般廃棄物の中間処理の業務計画及び実施指導
  - (3) 一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く）の設置に係る許可及び施設管理の技術指導

#### — 環境センター —

##### < 新門司環境センター・日明環境センター・皇后崎環境センター >

##### ■ 副所長

- 庶務係
  - (1) 所の庶務
  - (2) 一般廃棄物処理手数料の徴収
  - (3) 安全及び衛生管理
  - (4) 施設の維持管理
- 指導係
  - (1) 一般廃棄物の資源化及び減量化
  - (2) 一般廃棄物処理委託業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督
  - (3) ごみ容器、便所等の改善の指導
  - (4) 一般廃棄物処理委託地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導
  - (5) 環境教育等の啓発
  - (6) その他廃棄物の処理
- まち美化係
  - (1) 生活環境の清潔保持
  - (2) 廃棄物の不法投棄の取締り
  - (3) 環境事業協力団体との連絡調整
- 業務第一係
- 業務第二係
- 業務第三係

- (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分
- (2) 事業用機器の管理
- (3) 一般廃棄物処理直営地区内の一般廃棄物排出に係る市民指導
- 運輸係
  - (1) 車両の維持管理
  - (2) 配車
  - (3) 安全運転
  - (4) 車両の事故
- 新門司環境センター新門司工場
- 日明環境センター日明工場
- 皇后崎環境センター皇后崎工場
  - (1) 工場の庶務
  - (2) 工場の維持管理
  - (3) 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の徴収
  - (4) 1件30万円以下の自動車の修繕の契約及び検収
  - (5) 廃棄物の計量及び処理
  - (6) 焼却炉及びこれに付属する設備の維持管理
  - (7) 廃棄物の焼却処理及び破砕処理（破砕処理にあつては、日明環境センター日明工場に限る）
  - (8) その他環境センター工場の運営

#### — 環境科学研究所 —

##### ■ 次長

- (1) 所、課の庶務
- (2) 所の予算及び決算
- (3) 検体の受付及び手数料の収納
- (4) 1件50万円以下の試験検査用の試薬、消耗器材及び機器の購入、修繕等の契約及び検収
- (5) 業務統計、所報、月報等
- (6) 研究用の機器及び資材の整備及び保管
- (7) 施設の維持管理
- (8) 大気環境に係る試験、調査及び研究
- (9) 生活衛生に係る試験、調査及び研究
- (10) 微生物に係る試験、調査及び研究
- (11) 水質環境に係る試験、調査及び研究

#### ■ 付属機関

##### □ 北九州市環境審議会

環境基本法第44条に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、北九州市環境基本条例第29条に定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

##### □ 北九州市環境影響評価審査会

北九州市環境影響評価条例第30条に定めるところにより、この条例の施行に関して、必要な技術的事項を調査審議する、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される、市長の諮問機関。

##### □ 北九州市公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律及び北九州市特定呼吸器疾病患者健康被害補償要綱に基づき、公害認定患者の認定更新及び障害等級に関する審査や、認定患者の死亡に伴う補償給付の支給に関する審査を実施する機関。

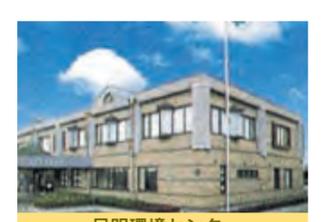
2. 施設概要

■施設分布図(平成23年4月現在)

環境局は、3環境センター、3工場、1処分場及び1科学研究所などの施設を有し、収集・運搬・処理・処分・分析を行っています。



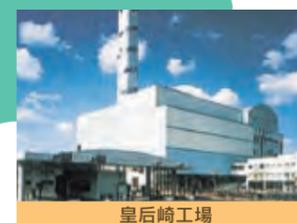
響灘西地区廃棄物処分場全景(平成18年9月)



■施設一覧表

平成23年4月現在

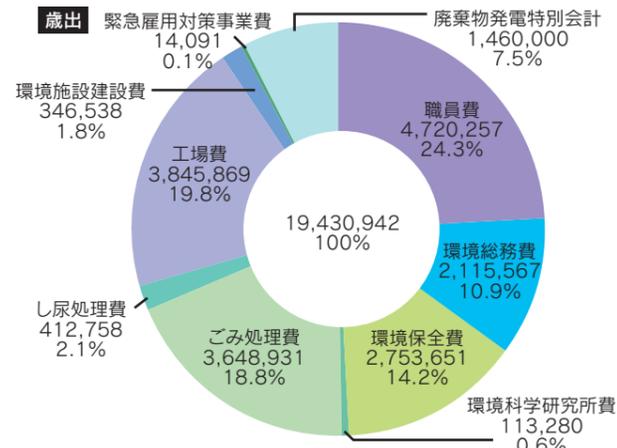
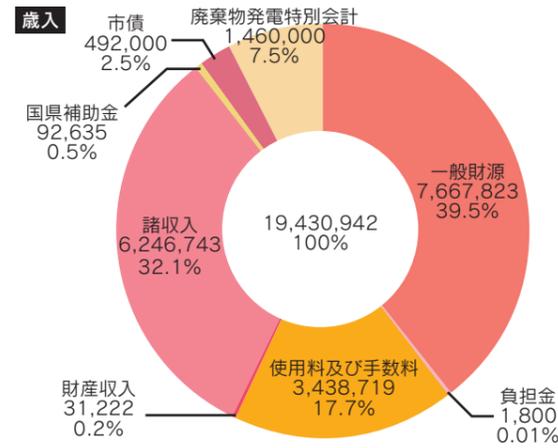
|        | 施設名称                  | 所在地                             | 電話番号             |
|--------|-----------------------|---------------------------------|------------------|
| 事務所    | 環境局                   | 小倉北区内1番1号                       | 582-2173         |
|        | アジア低炭素化センター           | 八幡東区平野1丁目1-1<br>(北九州市国際村交流センター) | 662-4020         |
|        | 新門司環境センター             | 門司区新門司三丁目78番地                   | 481-7053         |
|        | 日明環境センター              | 小倉北区西港町24番地                     | 571-4481         |
|        | 皇后崎環境センター             | 八幡西区夕原町2番10号                    | 631-5337         |
| ごみ処理施設 | 環境科学研究所               | 戸畑区新池一丁目2番1号                    | 882-0333         |
|        | 新門司工場                 | 門司区新門司三丁目79番地                   | 481-4727         |
|        | 日明工場<br>(粗大ごみ資源化センター) | 小倉北区西港町96番地の2<br>(同上)           | 581-7976<br>(同上) |
|        | 日明かんびん資源化センター         | (同上)                            | 583-7200         |
|        | 北九州市プラスチック資源化センター     | 小倉北区西港町86番13号                   | 591-5340         |
| し尿処理施設 | 皇后崎工場                 | 八幡西区夕原町2番1号                     | 642-6731         |
|        | 本城かんびん資源化センター         | 八幡西区洞北町7番10号                    | 693-8525         |
| 埋立地    | 西港し尿圧送所               | 小倉北区西港町24番地                     | 561-8816         |
|        | 皇后崎し尿投入所              | 八幡西区夕原町2番4号                     | 641-8011         |
| 海上運送施設 | 響灘西地区廃棄物処分場           | 若松区大字小竹地先                       | 771-3991         |
|        | 日明積出基地                | 小倉北区西港町97番地の3                   | 581-9540         |
| その他    | 環境ミュージアム              | 八幡東区東田二丁目2番6号                   | 663-6751         |
|        | エコライフプラザ              | 小倉北区浅野三丁目8番1号<br>(AIM2F)        | 512-3190         |
|        | 北九州市エコタウンセンター         | 若松区向洋町10番地の20                   | 752-2881         |



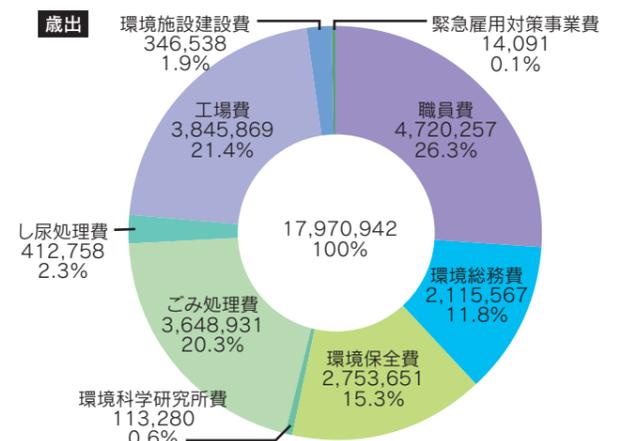
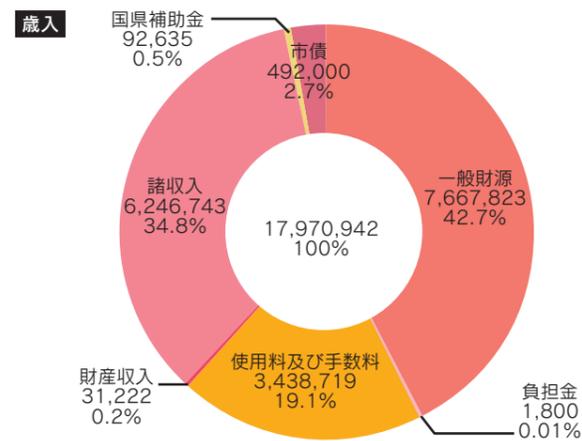
3. 予算

■平成23年度当初予算額 (単位:千円)

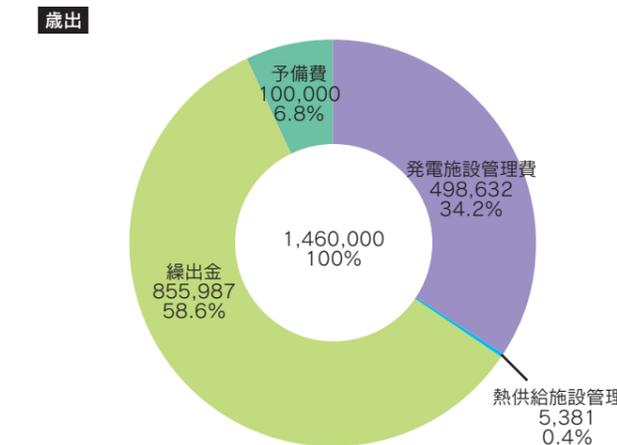
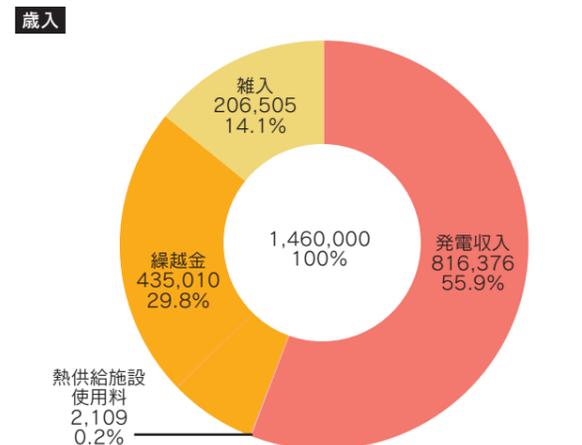
a. 一般会計 + 特別会計



b. 一般会計



c. 特別会計



特別会計: 特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から収支経理を分離して別に会計を行うものを指す。

■過去5年間の予算の推移

◆歳入

| 年度 | 負担金    | 使用料及び手数料  | 国県補助金  | 財産収入   | 諸収入       | 市債      | 一般財源      | 一般会計の計     | 廃棄物発電特別会計 | 合計         |
|----|--------|-----------|--------|--------|-----------|---------|-----------|------------|-----------|------------|
| 19 | 10,805 | 4,801,298 | 83,670 | 32,732 | 2,949,841 | 754,000 | 8,371,895 | 17,004,241 | 1,862,000 | 18,866,241 |
| 20 | 12,305 | 4,417,494 | 75,335 | 31,342 | 2,904,738 | 716,000 | 7,554,722 | 15,711,936 | 1,200,000 | 16,911,936 |
| 21 | 10,605 | 4,077,873 | 82,615 | 29,088 | 2,889,835 | 712,000 | 7,913,353 | 15,715,369 | 1,040,000 | 16,755,369 |
| 22 | 10,194 | 3,672,087 | 92,923 | 39,898 | 3,938,480 | 637,000 | 7,163,686 | 15,554,268 | 1,304,000 | 16,858,268 |
| 23 | 1,800  | 3,438,719 | 92,635 | 31,222 | 6,246,743 | 492,000 | 7,667,823 | 17,970,942 | 1,460,000 | 19,430,942 |

| 年度 | 負担金   | 使用料及び手数料 | 国県補助金 | 財産収入 | 諸収入   | 市債   | 一般財源  | 一般会計の計 | 廃棄物発電特別会計 | 合計   |
|----|-------|----------|-------|------|-------|------|-------|--------|-----------|------|
| 19 | 0.06% | 25.4%    | 0.4%  | 0.2% | 15.6% | 4.0% | 44.4% | 90.1%  | 9.9%      | 100% |
| 20 | 0.07% | 26.1%    | 0.4%  | 0.2% | 17.2% | 4.2% | 44.7% | 92.9%  | 7.1%      | 100% |
| 21 | 0.06% | 24.3%    | 0.5%  | 0.2% | 17.2% | 4.2% | 47.2% | 93.8%  | 6.2%      | 100% |
| 22 | 0.06% | 21.8%    | 0.6%  | 0.2% | 23.4% | 3.8% | 42.5% | 92.3%  | 7.7%      | 100% |
| 23 | 0.01% | 17.7%    | 0.5%  | 0.2% | 32.1% | 2.5% | 39.5% | 92.5%  | 7.5%      | 100% |

◆歳出

| 年度 | 職員費       | 環境総務費     | 環境保全費     | 環境科学研究所費 | ごみ処理費     | し尿処理費   | 工場費       | 環境施設建設費 | 緊急雇用対策事業費 | 一般会計の計     | 廃棄物発電特別会計 | 合計         |
|----|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|------------|-----------|------------|
| 19 | 5,521,600 | 826,936   | 633,769   | 151,144  | 4,645,035 | 493,366 | 3,748,109 | 984,282 |           | 17,004,241 | 1,862,000 | 18,866,241 |
| 20 | 5,164,863 | 737,466   | 567,315   | 139,455  | 3,887,724 | 459,689 | 3,926,619 | 828,805 |           | 15,711,936 | 1,200,000 | 16,911,936 |
| 21 | 4,910,908 | 857,433   | 633,633   | 115,742  | 3,859,039 | 417,751 | 4,052,192 | 868,671 |           | 15,715,369 | 1,040,000 | 16,755,369 |
| 22 | 4,785,925 | 1,459,197 | 550,507   | 111,794  | 3,550,737 | 412,505 | 3,878,199 | 789,813 | 15,591    | 15,554,268 | 1,304,000 | 16,858,268 |
| 23 | 4,720,257 | 2,115,567 | 2,753,651 | 113,280  | 3,648,931 | 412,758 | 3,845,869 | 346,538 | 14,091    | 17,970,942 | 1,460,000 | 19,430,942 |

| 年度 | 職員費   | 環境総務費 | 環境保全費 | 環境科学研究所費 | ごみ処理費 | し尿処理費 | 工場費   | 環境施設建設費 | 緊急雇用対策事業費 | 一般会計の計 | 廃棄物発電特別会計 | 合計   |
|----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|---------|-----------|--------|-----------|------|
| 19 | 29.3% | 4.4%  | 3.4%  | 0.8%     | 24.6% | 2.6%  | 19.9% | 5.2%    |           | 90.1%  | 9.9%      | 100% |
| 20 | 30.5% | 4.4%  | 3.4%  | 0.8%     | 23.0% | 2.7%  | 23.2% | 4.9%    |           | 92.9%  | 7.1%      | 100% |
| 21 | 29.3% | 5.1%  | 3.8%  | 0.7%     | 23.0% | 2.5%  | 24.2% | 5.2%    |           | 93.8%  | 6.2%      | 100% |
| 22 | 28.4% | 8.7%  | 3.3%  | 0.7%     | 21.1% | 2.4%  | 23.0% | 4.7%    | 0.1%      | 92.3%  | 7.7%      | 100% |
| 23 | 24.3% | 10.9% | 14.2% | 0.6%     | 18.8% | 2.1%  | 19.8% | 1.8%    | 0.1%      | 92.5%  | 7.5%      | 100% |



## 4. 環境に関連する市の主な支援制度等

(平成 23 年 8 月現在)

※[ ]内は本文の関連ページ

## 1. 市民、団体等を対象としたもの

## (1) 菜の花プロジェクト [14 ページ]

菜の花を栽培・収穫・搾油して、環境学習に活用する団体に対し、補助金を交付（1 団体 20 万円以下）。

【担当：環境局環境学習課 ☎ 582-2784】

## (2) 古紙のリサイクル [20 ページ]

・集団資源回収団体奨励金制度

古紙回収を行う地域の市民団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付。

・まちづくり協議会地域調整奨励金制度

地域内での古紙回収促進の PR などを継続して行うまちづくり協議会に対し、奨励金を交付。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

## (3) 生ごみのリサイクル [21 ページ]

電気式生ごみ処理機設置助成制度

市が指定した処理機を購入する市民に、購入価格（税抜き）の 1 / 2（上限 2 万円）を助成。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

## (4) 剪定枝のリサイクル [20 ページ]

町内会などの地域団体（概ね 100 世帯以上）が各家庭から集めた、剪定した枝・木の葉・草を市が回収。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

## (5) 廃食用油のリサイクル [20・82・83 ページ]

家庭から出た廃食用油の回収を行う町内会やまちづくり協議会に、回収ボックスを貸与。

【担当：環境局循環社会推進課 ☎ 582-2187】

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

## (6) 無料省エネルギー診断 [22 ページ]

家庭や事業所を対象に、エネルギー使用量等の調査を無料で実施し、省エネ方をアドバイス。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

## (7) グリーンフロンティア助成 [31 ページ]

北九州市環境モデル都市地域推進会議に登録している市民団体、事業者等に対し、活動費用の一部（1 団体あたり活動費用の 1/2。上限 25 万円）を助成。

【担当：環境局環境学習課 ☎ 582-2784】

## (8) 太陽光発電システムの設置 [47・48 ページ]

住居に太陽光発電システムを設置する市民に、設置費用の一部（1kW あたり 3 万円、上限 7 万円）を補助。

※ 国の補助（1kW あたり 4.8 万円）と併用可能。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

## (9) 打ち水活動 [49 ページ]

打ち水を実施する市民団体・事業者等に対し、桶・柄杓・貯水プール、法被等、道具を無料で貸与。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

## (10) 小型浄化槽の設置 [72 ページ]

小型浄化槽を設置する市民・事業所に対し、補助金を交付。

【担当：環境局業務課 ☎ 582-2180】

## (11) 環境未来技術開発助成事業 [81 ページ]

新規性・独自性に優れ実現性の高い環境技術の実証研究や社会システム研究等に、研究費用の一部を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

## (12) 自然環境保全活動支援事業 [87 ページ]

自然環境に関する保全活動や普及啓発活動に取り組む市民団体等に対し、活動費用の一部を助成（1 団体あたり 10 万円以下）。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2239】

## 2 事業者を対象としたもの

## (1) 無料省エネルギー診断（再掲：1 (6) 参照）

## (2) 屋上緑化 [47・48 ページ]

建築物の屋上（一部又は全部）を樹木・芝等で緑化する事業者に対し、補助対象経費の 1 / 2（上限 100 万円）を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2238】

## (3) 中小企業省エネ設備導入促進事業 [50 ページ]

省エネ設備や新エネ設備を導入する市内の中小企業等に対し、補助対象経費の 1/3（上限 300 万円）を助成。

【担当：環境局環境未来都市推進室 ☎ 582-2630】

## (4) 住宅のエコリフォームやエコマンションの新築への助成 [55 ページ]

北九州市省 CO<sub>2</sub> 住宅普及促進事業

既存住宅のリフォームや共同住宅（マンション・アパート等）の新築の際に行う以下の工事に対し、費用の一部を助成。

① 窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を高める工事。  
② ①を実施した上で行う、CO<sub>2</sub> の排出抑制につながる高効率設備等の設置工事。

【担当：建築都市局住宅計画課 ☎ 582-2592】

※ このほかにも、国や県等による支援制度もあります。

## 用語解説

## ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境に配慮した事業活動を管理・マネジメントしていくための世界共通の規格。

審査機関による審査で、この規格に適合したシステムの運用が認められると認証が与えられます。

本市では平成 12 年 3 月に本庁舎、平成 15 年 7 月に環境科学研究所が認証を取得しました。

## 赤潮

海中の、ある種のプランクトンが一時に増え、海水を変色させる現象をいいます。赤潮発生のメカニズムはいまだ完全には究明されていませんが、海水中の窒素、燐等の塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられています。

## 悪臭

不快な臭いです。悪臭防止法では、アンモニア等 22 物質が規制の対象となっています。規制物質以外の悪臭による苦情も多いです。

## アスベスト

「石綿」とも言われる繊維状の天然鉱物の総称で、その用途の約 9 割は建材です。アスベスト暴露による健康被害が問題になり、工場周辺（敷地境界）には、10 本 / ℓ 以下という基準がもうけられていますが、環境大気中の基準はありません。

## 暗騒音

特定の騒音を対象とする場合に、対象とする騒音がないときのその場所における騒音を、対象の騒音に対して暗騒音といいます。

## いおう酸化物 (SOx)

重油などの燃料に含まれているいおう分が、燃焼して発生するガス。代表的なものは、二酸化いおう (SO<sub>2</sub>: 亜硫酸ガス) と三酸化いおう (SO<sub>3</sub>: 無水硫酸) があります。無色で刺激性が強く、呼吸器系統に悪影響を与えます。

## 一酸化炭素 (CO)

自動車の排ガス中に含まれ、無色無臭、血液中のヘモグロビンと結合し酸素の供給能力を阻害し、中枢神経のマヒや貧血症を起こします。

## 上乘せ基準

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）又は水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規定に基づき、ばい煙又は排出水の排出の規制に関し、総理府令で定める全国一律の排出基準又は排水基準にかえて適用するものとして、都道府県が条例で定めた、より厳しい排出基準又は排水基準。

## 液化天然ガス (LNG)

天然に産するガスを -160℃ に冷却して液化したものです。主成分はメタンであり、クリーンエネルギーとして使用されています。

## エコアクション 21 (EA21)

中小事業者等の環境への取り組みを促進するための環境経営システムのことで、環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づき、事業者が「環境経営システムの構築」、「環境負荷の削減 (CO<sub>2</sub>・廃棄物・水使用)」及び「環境活動レポートの作成・公表」を行い、ガイドラインに適合していることを第三者機関 (EA21 審査人) が認証することにより、環境経営の証明が得られる仕組みです。

## エコプレミアム

「エコ」と「プレミアム」を組み合わせた造語で環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた商品や技術、産業活動を指しています。

## ESCO (Energy Service COmpany の略。エスコと読む) 事業

民間の企業活動として工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。

## 煙道排ガス測定

大気汚染物質の排出基準適合状況を把握するため、煙突等で、SOx、NOx、ばいじん、有害物質等を測定します。事業者には測定が義務づけられていて、市も定期的に、立入測定を行っています。

## おでかけ交通

高台地区や廃止路線地区などにおいて、地域住民がおでかけ時の交通手段を確保するため、地域住民と交通事業者と行政の三者が協働して、マイクロバスやジャンボタクシーを運行するものです。

主に高齢者の方々の買物や通院の際に利用されており、平成12年度に枝光地区で開始しました。

## 温室効果ガス

地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、二酸化炭素、メタン、フロンが代表的なものです。二酸化炭素、メタンは自然界でも生成しますが、温暖化の主な原因としては、石油、石炭などの化石燃料の燃焼（人間の活動）によるもので、フロンは人間の活動（冷蔵庫、クーラー等）に限って排出されると考えられます。

## 化学発光法

サンプルガス中の一酸化窒素（NO）にオゾンを反応させると、NOの一部が酸化されて二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）となります。生成したNO<sub>2</sub>の一部は励起状態（NO<sub>2</sub>\*）になっており、基底状態に移るときに光を放射します。この現象を用いたのが化学発光法です。移動測定ではこの方法により窒素酸化物を測定しています。

なお、常時監視測定局では、吸光光度法又は化学発光法で測定しています。

## 環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価します。

## 環境基準

環境基本法第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件について、行政上の目標として具体的に設定された基準。

## 環境ホルモン

正式名称を内分泌かく乱化学物質といい、国は「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」と定義しています。

## 揮発性有機化合物（VOC）

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物で、通常、VOC（Volatile Organic Compounds）

と略します。代表的な物質としてはトルエン、キシレンなどがあり、塗料、接着剤、インキなどに溶剤として含まれていたり、ガソリンなどの液体燃料にも含まれています。浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダント（Ox）の生成の原因となる物質の一つです。

## 逆転層

気温が上層へいくほど高温になっている大気の層を逆転層（温度逆転層）と呼びます。逆転層内では対流による混合が起きないため、非常に安定な状態となり、大気中に放出された汚染物質は上方に拡散されず逆転層の上層で薄くたなびきます。

## 京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意されました。

## グリーン購入

商品の調達、購入にあたって、環境保全を重視し、環境負荷の小さい（資源の再生利用や廃棄にあたって環境影響が少ないなど）商品を積極的に購入することです。

## K値規制

施設ごとに煙突の高さに応じたいおう酸化物許容排出量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数。K値は地域ごとに定められ、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さく定められています。

## 健康項目

水質環境基準に係る項目のうち、人の健康の保護に関するもので、平成16年度末現在カドミウム等26項目が定められています。

## 光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、高濃度が続くと目やのど等の粘膜に刺激を与えます。

## 降下ばいじん

重力による自然沈降あるいは雨により沈降するばいじん又は粉じん、その他の不純物。

## サイクル&ライド

自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車を利用し、そこから鉄道やバスなどに乗車して目的地へ行く方法のことです。

## 酸性雨

雨は自然の状態でも空気中の二酸化炭素が溶け込んで酸性を示していますが、工場や自動車から出されたいおう酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質も溶け込み、より酸性の強い雨に変化しています。通常、水素イオン濃度（pH）が5.6以下の酸性の強い雨を酸性雨と呼んでいます。

## 酸素濃度換算

濃度規制の欠点である「うすめて排出する」ことを防止するため、排ガス中の残存酸素濃度を測定して、二次空気の混入量を算出し、換算した濃度で規制する方法。NO<sub>x</sub>、ばいじんの規制に適用されます。

## 重金属

通常、比重4以上の金属をいい、約60元素が存在します。公害に関してよく問題となる重金属としては、水銀、セレン、鉛、カドミウム、クロム、マンガン、コバルト、ニッケル、銅、亜鉛、ビスマス、鉄等があります。

## スマートグリッド

太陽光発電・風力発電といった再生可能エネルギーが大量導入された社会において、不安定な供給電源である再生可能エネルギーを賢く使いこなすために、蓄電池や情報通信技術等を駆使し、電力需給の最適化を図り安定供給を実現する次世代電力網のことです。

## スマートメーター

双方向の通信機能や他の機器の管理機能を持つ高機能型の電力メーターを含んだシステムです。電力の可視化や電力の需給に応じた機器管理等を行うものもあります。

## SPEED' 98

1998年5月に国が環境ホルモン問題への対応方針を示した「環境ホルモン戦略計画」のことで、Strategic Programs on Environmental Endocrine Disruptorsの頭文字に文書の作成年を添えたものです。

## 3R（スリーアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字をとった言葉で、循環型社会を構築するためのキーワード。

- ・リデュース（発生抑制）：必要のないものを買わないこと、使い捨てのもの等ごみになりそうなものを使用しないこと等を通じて、ごみの発生を抑制すること。
- ・リユース（再使用）：いらなくなったものを洗浄したり修理したりして、もう一度使うこと。例えば中古品を購入する等して再び使用すること。
- ・リサイクル（再資源化）：いらなくなったものから利用できるものを取り出し、資源として利用すること。

## 生活環境項目

水質環境基準に係る項目のうち、生活環境の保全に関するもので、pH、BOD、COD、DO、SS、n-ヘキサン抽出物質、大腸菌群数、全窒素、全燐、亜鉛の各項目が定められています。

## ゼロ・エミッション構想

市民生活や産業活動から出る廃棄物を他の産業分野の原材料として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロにすることを目指す構想。

## 総量規制

環境基準を達成するための容量以内で、その地域にある工場等の排出源に排出量を割り当て、工場等を単位として規制することです。

現在、大気汚染防止法（いおう酸化物）と水質汚濁防止法（COD、窒素含有量、りん含有量）に基づく総量規制があります。

## ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の3種の化学物質群の総称で、主として廃棄物の焼却過程で発生する有害物質です。

## 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）

省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。



## 窒素酸化物

物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の形で大気中に存在します。

光化学オキシダント（Ox）の原因物質の一つです。発生源は、工場、ビル、自動車など多種多様です。

## 長期的評価

大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化いおう、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の2%除外値で、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値で評価を行います。

## デシベル（dB）

音の強さを表す単位で、耳に感じる最小限の音圧（20 μPa）を基準値として、それとの比を対数で表したものです。

## デボジットゲージ

直径30cmの大型捕集漏斗と30ℓの貯水槽からできている降下ばいじん捕集器。捕集期間は1カ月です。

## テレメータシステム

遠隔計測器。計測値を遠距離の所に伝送し、データを集中管理する常時監視の仕組みです。

## 等価騒音レベル（L<sub>Aeq</sub>）

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したものを。

騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る環境基準に採用されています。単位は、dB（デシベル）が用いられます。

## 毒性等量（TEQ）

ダイオキシン類にはさまざまな異性体が含まれており、これらの異性体の毒性の強さはそれぞれ異なります。そこで、ダイオキシン類の濃度は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に相当する量に換算して表します。この量を毒性等量（TEQ）といいます。

## 生ごみのコンポスト化

生ごみ等の有機物を微生物等の力を使って分解し、植物に利用できる生成物（堆肥）にすること。

## 熱しやく減量

ごみを焼却した結果として残る焼却残さ中の未燃物量を重量（%）で表したもので、焼却残さの質が分かります。熱しやく減量の少ないものほど、良好な燃焼が行われていることを表します。

## 乗合い送迎バス

複数の企業とバス事業者が協力して運行し、一般客の利用も可能な乗合いバスのことです。

## バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの。」代表的なものに、トウモロコシやイモ、木くず、もみがら、生ごみなどがあります。

## パーク&ライド

主に通勤時に自宅から最寄の鉄道駅やバス停まで自家用車を使い、そこから鉄道やバスを利用して、都心や街なかの勤務先に行く方法のことです。

都市部等の交通渋滞の緩和につながる、環境にもやさしい移動方法です。

## バリアフリー

もともとは建築用語で「バリア（障壁）をフリー（のぞく）」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内や道路等の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきています。

## ビルジ

船舶の機関から漏出する燃料油や潤滑油を含む廃水です。

## ヒートアイランド現象

地表面の人工化（建物、舗装等）やエネルギー消費に伴う人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のことをいいます。

## 富栄養化

生物生産が盛んになること。原因は、河川等から流入する窒素、燐等の栄養塩類で、閉鎖性水域で著しいです。

## 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質（固体のほか液体も含む）であって、その粒径が10 μm以下のものです。

## ベータ線吸収法

ベータ線吸収法は、ベータ線を物質に照射した場合、その物質の質量に比例してベータ線の吸収量が増加することを利用した測定法です。ろ紙上に捕集したSPMにベータ線を照射し、透過ベータ線強度を測定することによって、SPMの質量を知ることができます。

## モータリゼーション

モータリゼーション（motorization）とは、自動車が大衆に広く普及し、生活必需品化する現象を表し、「動力化」「自動車化」を意味します。狭義では、「自家用乗用車の普及」という意味で使われることが多くあります。

## モビリティ・マネジメント

ひとり1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のことです。例えば、公共交通の時刻表や路線図などのわかりやすい情報を提供し、過度な自家用車の利用から環境にやさしい乗り物である公共交通への利用転換を図ります。

## 有害大気汚染物質

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、いおう酸化物、窒素酸化物等のばい煙及びアスベスト等の特定粉じんを除く物質です。

## 溶液導電率法

試料大気を過酸化水素の吸収液に通し、大気中の亜硫酸ガスを吸収酸化し、生じた硫酸濃度を電気伝導度により測定する方法です。

## 要監視項目

水質汚濁に係る環境基準項目ではありませんが、将来、環境基準項目への移行を前提として、平成16年度末現在クロロホルム等27項目が選定されています。

## レンタサイクル

レンタサイクル（Rent-a-cycle）とは、観光、行楽、通勤、通学、商用などの目的のために自転車を貸し出す事業をさ

します。近年では都市部における交通渋滞や放置自転車といった都市問題への対応策の一つとして、一台の自転車を複数の人が通勤・通学や、営業などに使われることを想定した「都市型レンタサイクル」が広まってきています。

## 75%値

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並べ、0.75 × n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータをもって75%値とします。BOD 又は COD では、この値で環境基準の適否を判定します。

## BOD（Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量）

水中の有機物（汚濁物質）が好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の消費量をいい、mg/ℓで表わします。数値が高いほど汚濁がひどいです。

## COD（Chemical Oxygen Demand 化学的酸素要求量）

水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で、mg/ℓで表わします。数値が高いほど汚濁がひどいです。

## DO（Dissolved Oxygen 溶存酸素量）

水中に溶解している酸素のことをいいます。純水中における20℃1気圧のもとでの飽和溶存酸素量は約9mg/ℓです。魚には最低5mg/ℓが必要です。

## MPN（Most Probable Number 最確数）

大腸菌群の総数を示すもので、確率モデルに従った試験方法によって得られる数値で、この数値が大きいほど水の汚染度が高い傾向にあることを示します。普通、試料100ml中の数を示します。

## m<sup>3</sup>N（ノルマル立方メートル）

気体において、摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算したときの容量を立方メートルで表わす単位。

## ND（Not Detected）

測定方法の検出限界を下回ること。

## pH（水素イオン濃度指数）

酸、アルカリを示す指標。7.0が中性。これより小さい数値は酸性、大きい数値はアルカリ性を示します。

**ppb (Parts Per Billion)**

容積比や重量比を表す単位で、1ppbは10億分の1を表わします。

**ppm (Parts Per Million)**

容積比や重量比を表す単位で、1ppmは100万分の1を表わします。

**ppmC (Parts Per Million Carbon)**

炭素原子数を基準とした百万分率。例えば、プロパン(C<sub>3</sub>H<sub>8</sub>)の場合1ppmが3ppmCとなります。昭和51年8月の中央公害対策審議会の答申により、光化学オキシダント濃度が1時間値0.06ppm(環境基準)以下となる非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間平均値は、0.20～0.31ppmC以下との指針値が示されています。

**PPP (Polluter Pays Principle)**

環境の汚染対策に要する費用は、汚染者(発生源者)が自ら負担するという原則。

**SS (Suspended Solids 浮遊物質)**

水中に懸濁し、水を汚濁させている物質。

**WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level 加重等価平均感覚騒音レベル)**

ある場所における1日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で、1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したもので、我が国においては、航空機騒音の環境評価に採用されています。